

# 改正臓器移植法の施行に係る論点について(概要)

## 考え方

### 遺族及び家族の範囲に関する事項

- ・ 現行ガイドラインでは、臓器提供を拒否する意思があった可能性をできる限り拾い上げること等のため、広い範囲を親族として設定。
- ・ 臓器移植法では、小児からの臓器提供について承諾する者と成人からの臓器提供について承諾する者を区別せず、「遺族」と規定。
- ・ 臓器提供者が未成年である場合には、特に父母の意向は重視すべき。

### 小児が表示する臓器を提供しない意思に関する事項

- ・ 年少の児童にあっては、意思表示と捉えることのできない“気持ちの現れ”である場合もあるが、有効に意思を表示できる能力について、一律に年齢で区切ることは困難。

### 知的障害者等の意思表示の取扱いに関する事項

- ・ 改正法に係る国会審議の過程で、拒否の意思があったことを否定しきれないことから、知的障害者等に対する脳死判定は引き続き見合わせる旨の考えを提案者表示。
- ・ この観点からは、脳死判定だけでなく臓器摘出も見合わせることを明確にする必要。

### 臓器を提供する意思・脳死判定に従う意思がないことの確認に関する事項

- ・ 臓器を提供する意思がないことの表示又は脳死判定に従う意思のないことの表示の確認については、考え得る表示方法に照らして判断することが妥当。

### 虐待を受けた児童への対応について

- ・ 改正法附則第5項の趣旨は、児童虐待の防止ではなく、証拠隠滅を防ぐこと等であり、また、その求めるところは、虐待が児童の死亡に深く関与していた場合に、臓器提供の対象としないことと思料。
- ・ しかし、実際には、虐待の存否の確定や、その死への関与の程度について、医療機関が判断することは困難。
- ・ また、臓器提供を申し出た親の心情を鑑みれば、虐待の疑いについて、慎重な判断が必要。

## 結論

- ・ 遺族及び家族の範囲については、現時点では、現行ガイドラインで定める範囲を踏襲することが妥当。
- ・ 死亡した者が未成年であった場合には、父母それぞれの意向を慎重かつ丁寧に把握することが必要。
- ・ その際には、夫婦間の関係等に十分な配慮が必要。

- ・ 臓器を提供する意思がないこと又は法に基づく脳死判定に従う意思がないことの表示があった場合には、年齢に関わらず、臓器提供等は行わないことが妥当。

- ・ 知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する者については、年齢に関わらず、当面、法に基づく脳死判定及びその者からの臓器摘出は行わないことが妥当であるが、この運用については、今後、検討が必要。

- ・ 臓器提供意思表示カードの記載の確認
- ・ 臓器提供意思登録システムへの登録状況の確認
- ・ 臓器提供について承諾する範囲の家族への確認が必要。

- ・ 医療機関においては、担当医だけで虐待の有無を判断せず、ソーシャルワーカー等を交えた院内体制の下で行われる虐待診療を通じ、その判断を行うことが必要。
- ・ 院内体制の下で虐待の疑いがあると判断した場合には、臓器提供は行わないことが妥当。
- ・ ただし、虐待が児童の死亡に関与していた疑いや虐待を受けた疑いそれ自体が否定された場合には、臓器提供は可能。